

# 日本精神神経科診療所政治連盟規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本連盟は、日本精神神経科診療所政治連盟（以下「本連盟」という）と称する。

### 第2条（事務所所在地）

本連盟の主たる事務所を下記に置く。

東京都東京都新宿区新宿2丁目12-13 新宿アントレサロンビル2F

## 第2章 目的および事業

### 第3条（目的）

本連盟は、会員相互の連携・協調の下に、外来精神科医療の発展および充実を図り、外来精神医療の地位向上の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### 第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために必要な政治活動を行う。

## 第3章 会員

### 第5条（会員資格）

本連盟の会員は、本連盟の目的に賛同する外来診療を行う精神科医とする。

### 第6条（入会）

本連盟に入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、役員会の承認を得なければならぬ。

### 第7条（会費）

会員は、本連盟の活動に必要な経費を賄うため、総会において定められた会費を納入しなければならない。

- 二 正会員の年会費は30,000円とする。ただし、必要に応じて、総会の議決をもって変更することができる。
- 三 会費の納入は、指定する銀行口座への振込により行うものとする。振込手数料は会員の負担とする。

### 第8条（会費の支払時期および会員資格の有効期間）

会費は、毎年、入会日と同日までに次年度分を前納するものとする。

- 二 会費を納入した日から起算して1年間、会員資格が有効となるものとする。

- 三 会員が会費の納入を怠った場合は、役員会の決議により、当該会員の資格を停止または喪失させることができる。

## 第9条（退会および除名）

会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

二 会員が次のいずれかに該当すると役員会が判断した場合、除名することができる。

- (1) 本連盟の目的に著しく反する行為を行ったとき。
- (2) 会費を一年以上滞納し、督促に応じないとき。
- (3) その他、役員会が特に除名を必要と認めたとき。

三 会員が退会または除名された場合であっても、既に納入された会費は返還しないものとする。

## 第4章 役員

### 第10条（役員の種類）

本連盟に、次の役員を置く。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 執行委員長      | 1名  |
| (2) 副執行委員長     | 若干名 |
| (3) 執行委員       | 若干名 |
| (4) 会計責任者      | 1名  |
| (5) 会計責任者職務代行者 | 1名  |
| (6) 監事         | 2名  |
| (7) 顧問         | 若干名 |

### 第11条（役員の選任）

役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第12条（役員の職務）

- (1) 執行委員長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

- (3) 執行委員は、本連盟の業務を分担して常時これを掌理する。
- (4) 会計責任者は、本連盟の経理を担当し、政治資金規正法に基づき適正に管理・運用する。
- (5) 会計責任者職務代行者は、会計責任者に事故があるとき、その職務を代行する。
- (6) 監事は、本連盟の会計および業務の監査を行い、年1回の監査報告を作成する。
- (7) 顧問は、本連盟の運営に関して助言及び関係機関との調整支援を行う。

## 第5章 会議

### 第13条（総会）

本連盟の最高議決機関として、年1回、総会を開催する。

### 第14条（総会での審議）

総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 事業計画および活動方針の決定
- (3) 会費の額およびその改定
- (4) 収支決算および会計監査報告の承認
- (5) 規約の変更
- (6) その他、本連盟の運営の関する重要事項

### 第15条（総会での決議）

総会の決議は、出席会員の過半数の同意をもって成立する。

### 第16条（役員会）

役員会は、執行委員長、副執行委員長、執行委員、会計責任者、会計責任者職務代行者および監事をもって構成し、本連盟の重要な会務の執行について協議する。

## 第6章 会計

### 第17条（経費）

本連盟の経費は、会費および寄付金その他の収入をもって充当する。

### 第18条（会計責任者の業務）

会計責任者は、政治資金規正法に基づき、収支報告書を作成し、総務省へ届け出る義務を負う。

### 第19条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第20条（会計監査）

- (1) 監事は、本連盟の会計および業務を監査し、その結果を総会に報告する。
- (2) 監事は、年1回の収支報告書に署名し、適正性を証明しなければならない。

## 第7章 規約の変更および解散

### 第21条（規約の変更）

本規約の変更は、総会の決議による。

### 第22条（解散）

本連盟の解散は、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

二 解散時に残余財産がある場合は、総会の議決によりその処分を決定する。

## 附則

1. 本規約は、2025年4月1日から施行する。
2. 2025年6月8日、団体名、一部条文の追加及び変更、施行。